交名於院御前左衛門督○平時忠書之云々、重服人尤可憚歟、何年例哉、

別當

左衛門督平朝臣時忠、元大夫、重服先例被憚之歟、尤以爲奇、　權中納言藤原朝臣忠親

右衛門督藤原朝臣實家、元權大夫、　宰相中將源朝臣通親、元權亮、

前越前守平朝臣通盛元亮　勘解由次官藤原宗賴元大進五位

判官代

散位藤原光綱、元權大進　出雲守藤原朝定同

散位藤原尹範元少進

主典代

右衛門少尉安倍資成元少屬　右衛門府生同資忠元權少屬

宗賴補別當事、天治之例云々、彼時四品大進也、全不相似彼例歟、況不帶顯官院號日補之、何年例哉、頗聲聞者也、

〔百練抄十後鳥羽〕建久元年四月廿二日乙巳、以母儀從三位藤原植子奉號七條院、去十九日、准后、

〔神皇正統記後鳥羽〕第八十二代第四十四世、後鳥羽院、諱は尊成、高倉第四の子、御母は七條院藤原殖子、先代母儀、おほくは后宮、さらぬは贈后なり、院號ありしは、みな先の立后の後のさだめなり、此七條院立后なくて院號のはじめなり、たゞしまづ准后の勅あり、入道修理大夫信隆の女なり、

〔百練抄十一御門〕建仁二年正月十五日、院號定、以源在子爲承明門院、今上母儀　廿七日、承明門院院號之後、初御入內有勸賞、　二月二日、今日承明門院殿上始也、

〔女院小傳〕東一條院、藤立子順德后、先帝○仲恭母、後京極關白○藤原良經女、○中略承元五、正、廿二、爲中宮、承久四、六、廿五、院號、